インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応・手順について

成田市教育委員会

児童生徒	発症⇒医療機関を受診し、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断された場合（新型コロナウイルス感染症の場合、家庭における抗原定性検査キットで確認された場合も含む）は、学校に診断結果を連絡する。 ⇒学校長より出席停止を指示される。 （「出席停止について」の通知文が学校から出される。） 療養（出席停止期間）⇒家庭で健康観察をおこなう。 ○インフルエンザ：発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで ○新型コロナウイルス感染症：発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで ⇒出席停止期間を終えたら、登校許可証明書を記入し、学校に提出する。
医師	患者を診察して、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断したら、「発症日」を保護者に伝え、療養期間等について指導する。 ※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、保護者が登校許可証明書を記載する。（医師が登校許可証明書を記載する必要はない。）
学校長	保護者からインフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の報告を受けたら、出席停止を指示するとともに、「出席停止について」の通知文を渡し、出席停止中の保護者の対応や再登校をする際の登校許可証明書の提出について説明をする。

＜インフルエンザ　出席停止期間（例）＞　※発症日・解熱日を０日目とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		解熱 →	→	→		登校	
発症			解熱 →	→	→	登校	
発症				解熱 →	→	→	登校

＜新型コロナウイルス感染症　出席停止期間（例）＞　※発症日・症状軽快日を０日目とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		症状軽快 →	→			登校	
発症				症状軽快 →	→	登校	
発症					症状軽快 →	→	登校